

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年12月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300108 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300018 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 30 年 12 月 20 日は 20 万円、令和元年 6 月 30 日は 27 万円、同年 12 月 17 日は 30 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 20 日、令和元年 6 月 30 日及び同年 12 月 17 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成 30 年 12 月 20 日、令和元年 6 月 30 日及び同年 12 月 17 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 30 年 12 月 20 日
② 令和元年 6 月 30 日
③ 令和元年 12 月 17 日

請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）において、B 社（厚生年金保険の適用事業所名は、A 社）から賞与が支給されたが、同社が健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を提出しておらず、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 5 年 7 月に賞与支払届を提出したため、当該期間の記録は保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付（年金額）の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間①は 20 万円、請求期間②は 27 万円、請求期間③は 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を、請求期間①は 20 万円、請求期間②

は 27 万円、請求期間③は 30 万円に訂正し、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

一方、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、請求者及び B 社は、請求者が請求期間における社会保険事務担当者である旨を回答している。

しかしながら、B 社の代表取締役は、請求期間当時は資金繰りが厳しかったため、自らの責任において請求期間に係る賞与支払届を提出しないようにしていた旨を陳述しており、請求者が賞与支払届を作成した上で代表取締役に確認を求め、また、賞与支払届を提出しなければならないと主張したにも関わらず、代表取締役が請求期間の賞与支払届を提出しないようにしたという事情を勘案するならば、請求者について、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書を適用しないとするのが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 5 年 7 月に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300110 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2300007 号

第 1 結論

昭和 54 年*月から昭和 55 年 3 月までの請求期間、昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間及び昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年*月から昭和 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から昭和 57 年 3 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 4 月まで

私が学生の時に、国民年金の加入の書類が届いたので、加入手続をして、加入から結婚するまでの保険料を納めていたと母から聞いている。

しかしながら、私の基礎年金番号には、短期大学に在学していた期間の記録が反映されていない。

また、強制加入となる専門学校在学中の期間の被保険者資格の取得が昭和 55 年 4 月ではなく昭和 57 年 4 月となっている上、同月から昭和 58 年 4 月までが未納期間とされており、保険料の支払が記録されていないことに納得がいかない。

調査の上、未加入又は未納となっている請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）を納付済みの記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、「私が学生の時に、国民年金の加入の書類が届いたので、加入手続をして、加入から私が結婚するまでの保険料を納めていたと母から聞いている。」と主張している。

しかしながら、請求者が提出した年金手帳によると、初めのページには「A 県」と表示されていること、住所欄には B 市 C 区の住所が記載されていること、国民年金の記号番号の欄には管轄の社会保険事務所（当時）を示す「D」と押印されていること及び氏名欄には婚姻後の「E」姓が記載されていることが確認できる上、請

求者が昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として初めて国民年金の被保険者となったことが記載されている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の上記国民年金手帳記号番号の「払出年月日」欄には「61.8.11」と記載されている。

したがって、これら年金手帳等の資料から、請求者は、婚姻後、B 市 C 区に住所があった昭和 61 年 8 月頃に初めて同区において国民年金の加入手続を行い、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として国民年金の被保険者資格を取得し、年金手帳の交付を受けたものと認められる。

2 請求期間①及び②について、年金手帳、請求者が請求期間後の平成 7 年 3 月 21 日に転入した F 市が管理していた国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及びオンライン記録において、請求者が請求期間①及び②に国民年金の被保険者として記録されたことは確認できないため、当該期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することはできない。

3 請求期間③について、年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄によると、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 58 年 5 月 1 日までの被保険者期間は、昭和 61 年 4 月 1 日の資格取得年月日の記録の後に追加して記載されており、また、オンライン記録によると、当該被保険者期間に係る記録の追加処理は、請求者の住所が G 県 H 市にあった平成 6 年 2 月 21 日に行われたことが確認できる。

したがって、請求期間③は、平成 6 年 2 月 21 日に被保険者記録の追加処理が行われるまでは、国民年金の未加入期間として取り扱われ、国民年金保険料を納付することができない期間となる上、当該期間に係る保険料については、当該処理が行われた時点において、既に納期限から 2 年を経過し保険料の徴収権が時効により消滅しているため、納付することができない。

なお、被保険者台帳によると、請求期間③は空欄となっており、当該期間に係る保険料を納付した記録は確認できない。

4 請求者は、本件訂正請求において、短期大学に在学していた期間である請求期間①及び専門学校に在学していた 3 年間のうちの 2 年間に当たる請求期間②に係る被保険者記録がなく、初めて国民年金に加入した資格取得年月日が昭和 57 年 4 月 1 日と記録されている上、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 4 月までの請求期間③については国民年金保険料の「未納」を示す「*」と記録されていることが納得できないとし、また、I 市役所にこれらの期間の国民年金の記録等に係る資料の提出を求めたところ、当時の紙台帳は同市役所から社会保険事務局に移管され、データ化された旨の説明があり、このデータ化を行ったことにより、母親が納付してくれた国民年金保険料の記録がなくなったことが許せない思いである旨を記載した文書を提出している。

しかしながら、戸籍の附票によると、請求者が短期大学及び専門学校に在学していた請求期間当時の請求者の住所は、J 市（現在は、I 市）にあったことが確認できるものの、年金手帳、被保険者台帳及びオンライン記録により、請求者は、専門

学校を卒業後の昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者として国民年金の被保険者資格を取得して請求者が提出した年金手帳の交付を受けており、請求期間①及び②に係る記録はなく、請求期間③に係る被保険者記録は、請求者の住所が G 県 H 市にあった平成 6 年 2 月 21 日に追加処理が行われたことが確認できることから、当時の J 市において、請求者の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の届出が行われたことはなく、同市が請求期間について、請求者の国民年金の被保険者記録を紙台帳等により管理したことはないと考えられる。

- 5 請求者が、その主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を請求期間当時に納付するためには、請求者が提出した年金手帳に記載されている上記国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録により氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより K 県及び L 県で払い出された国民年金手帳記号番号の調査を行ったが、現在、基礎年金番号として管理されている上記国民年金手帳記号番号（*）以外に請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料納付を行ったとする請求者の母親は既に死亡しており、請求者の国民年金の加入及び請求期間に係る保険料納付の状況について確認することができない。

- 6 このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。